

議案第 1 1 9 号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例

川崎市港湾振興会館条例（平成 3 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「3, 0 0 0 円」を「3, 0 5 0 円」に改める。

別表第 2 の 1 会議室及び研修室利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 会議室及び研修室利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～ 9 時	9 時～ 9 時
会 議	第 1 会議室	17, 110 円	27, 090 円	27, 090 円	71, 290 円
	第 2 会議室	810 円	1, 220 円	1, 220 円	3, 250 円
	第 3 会議室	810 円	1, 220 円	1, 220 円	3, 250 円
	第 4 会議室	810 円	1, 220 円	1, 220 円	3, 250 円
	第 5 会議室	3, 460 円	5, 390 円	5, 390 円	14, 240 円

室	第6会議室		3,460円	5,390円	5,390円	14,240円
	第7会議室		4,680円	7,330円	7,330円	19,340円
	和室		1,220円	1,830円	1,830円	4,880円
研修室	区画しない場合		3,040円	5,080円	5,080円	13,200円
	区画する 場合	第1研修室	1,520円	2,540円	2,540円	6,600円
		第2研修室	1,520円	2,540円	2,540円	6,600円

別表第2の1会議室及び研修室利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表第2の2体育室利用料(1)専用利用の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 専用利用

区 分			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～12時	0時30分～ 4時30分	5時～9時	9時～9時
営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合		3,050円	4,580円	7,630円	15,260円
	その他の利用の場合	対価の支払を受けないで催しを行う場合	6,110円	9,160円	15,270円	30,540円
		対価の支払を受けて催しを行う場合	12,220円	18,330円	30,550円	61,100円
営利を目的とする場合			30,550円	45,830円	76,380円	152,760円

別表第2の2体育室利用料(1)専用利用の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表第2の4テニスコート及び照明施設利用料の表中「600円」を「610円」に、「800円」を「810円」に改める。

別表第2の5ビーチバレー場及び照明施設利用料の表中「600円」を「610円」に、「800円」を「810円」に改め、同表備考第2項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

別表第3中「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に川崎市港湾振興会館条例第8条第1項の許可を受け、かつ、利用料金を納付している場合にあつては、当該納付した利用料金に係る利用の期間の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に利用許可（川崎市港湾振興会館条例第8条第1項の許可を除く。）を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

港湾振興会館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。